

年 月 日

吹田市都市計画部住宅政策室長 宛

(賃貸人)

認定事業者住所

又は主たる事務所の所在地

氏名又は名称

代表者氏名

(援助実施者(賃貸人と異なる場合))

認定事業者住所

又は主たる事務所の所在地

氏名又は名称

代表者氏名

居住安定援助賃貸住宅事業事前相談申込書

吹田市居住安定援助賃貸住宅事業の認定等に関する要領第2条第1項の規定に基づき、居住安定援助賃貸住宅事業について事前相談を申し込みます。

吹田市長 宛

(賃貸人)

認定事業者住所
又は主たる事務所の所在地
氏名又は名称
代表者氏名

(援助実施者(賃貸人と異なる場合))

認定事業者住所
又は主たる事務所の所在地
氏名又は名称
代表者氏名

誓約書

私は、次の各号のいずれにも該当することを誓約します。なお、認定申請者等の氏名、読み仮名、生年月日及び住所については、別添に記載するとおりです。

一 次に掲げるもののいずれにも該当しないこと

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ロ 拘禁刑以上の刑に処せられ、又は刑法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

ハ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成19年法律第112号)第56条第1項又は第2項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者

ニ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(リにおいて「暴力団員等」という。)

ホ 心身の故障により居住安定援助賃貸住宅事業を適正に行うことができない者

ヘ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからホまでのいずれかに該当するもの

ト 法人であって、その役員又は使用人のうちにイからホまでのいずれかに該当する者があるもの

チ 個人であって、その使用人のうちにイからホまでのいずれかに該当する者があるもの

リ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

ヌ 建物の転貸借が行われている場合にあつては当該建物の所有者及び転貸人がイからリまでのいずれかに該当するもの

二 申請の内容が、次に掲げるもののいずれにも該当すること

イ 消防法(昭和23年法律第186号)若しくは建築基準法(昭和25年法律第201号)又はこれらの法律に基づく命令若しくは条例の規定(ロに規定する規定を除く。)に違反しないものであること

ロ 地震に対する安全性に係る建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合するもの又はこれに準ずるものであること

ハ 基本方針(居住安定援助賃貸住宅が市町村賃貸住宅供給促進計画に定められている市町村の区域内のものである場合にあつては基本方針及び市町村賃貸住宅供給促進計画、居住安定援助賃貸住宅が都道府県賃貸住宅供給促進計画に定められている都道府県の区域(当該市町村の区域を除く。)内のものである場合にあつては基本方針及び都道府県賃貸住宅供給促進計画)に照らして適切なものであること

認定事業者 様

吹田市長

居住安定援助計画認定通知書

年 月 日付けで申請のあった標記計画について、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第41条の規定に基づき認定したので、同法第43条第1項の規定に基づき通知します。

記

- 1 認定年月日
- 2 認定番号
- 3 住宅の名称
- 4 住宅の所在地

認定事業者 様

吹田市長

居住安定援助賃貸住宅事業の認定の基準に適合しない旨の通知書

年 月 日付けで申請のあった標記計画について、次の理由により居住安定援助賃貸住宅事業の認定の基準に適合しないため、吹田市居住安定援助賃貸住宅事業の認定等に関する要領第6条の規定により通知します。

理由

(教示)

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に吹田市長に対して審査請求をすることができます。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、吹田市を被告として（訴訟において吹田市を代表する者は吹田市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第5号様式

第 年 月 日
第 年 月 日

認定事業者 様

吹田市長

居住安定援助計画の変更認定通知書

年 月 日付けで申請のあった居住安定援助計画(第 号)の変更について、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第44条第2項において準用する同法第41条の規定に基づき認定したので、同法第44条第2項において準用する同法第43条第1項の規定に基づき通知します。

吹田市長 宛

(賃貸人)

認定事業者住所

又は主たる事務所の所在地

氏名又は名称

代表者氏名

(援助実施者(賃貸人と異なる場合))

認定事業者住所

又は主たる事務所の所在地

氏名又は名称

代表者氏名

居住安定援助計画の軽微な変更届出書

国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第21条第2項の規定に基づき、居住安定援助計画の軽微な変更を届け出ます。

認定番号			
変更に係る事項	変更前	変更後	変更予定 年月日

備考

変更の認定申請者が法人である場合には、代表者の氏名も記載すること

第7号様式

第 年 月 日

認定事業者 様

吹田市長

目的外使用に係る承認通知書

国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第32条の規定に基づき、 年 月 日付で申請のあった居住安定援助計画（第 号）に係る専用賃貸住宅の目的外使用について、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第50条第1項の承認をしたので通知します。

（表面）

立入検査員証		第 号
所 属 職 名 氏 名		
姓 名	年 月 日	
上記の者は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 19 年法律第 112 号）第 54 条第 1 項の規定に基づく立入検査の権限を有する者であることを証明する。		
年 月 日 発行（ 年 月 日まで有効）		
吹田市長		印

（裏面）

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 19 年法律第 112 号）（抜粋）
（報告徴収及び立入検査）
第 54 条 都道府県知事等は、この章の規定の施行に必要な限度において、認定事業者又は認定事業者から認定住宅の管理を委託された者（以下この項において「管理受託者」という。）に対しその業務に関し必要な報告を求め、又はその職員に、認定事業者若しくは管理受託者の事務所若しくは営業所若しくは認定住宅に立ち入り、その業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
2 前項の規定による立入検査において、現に居住の用に供している認定住宅の居住部分に立ち入るときは、あらかじめ、当該居住部分に係る入居者の承諾を得なければならない。
3 第 33 条第 2 項及び第 3 項の規定は、第 1 項の規定による立入検査について準用する。
注意 この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

認定事業者 様

吹田市長

計画認定取消通知書

年 月 日付け 第 号で認定した居住安定援助賃貸住宅事業について、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第56条第3項の規定に基づき、事業の認定を取り消します。

記

- 1 認可住宅の名称
- 2 認可住宅の所在地
- 3 取消しの理由

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、吹田市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、吹田市を被告として（訴訟において吹田市を代表する者は吹田市長となります。）、処分の取消しの訴えを提訴することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。